第1705号
受
21.3.19
付
小郡三井医師会

福県医発第2561号（地）
平成２１年３月１８日

各　医　師　会　長　殿

福　岡　県　医　師　会
会長　横　倉　義　武
（公　印　省　略）

「ボーン　マロウ　コレクション　システム」（決定区分Ａ１）
の保険適用について

平成２１年２月２６日付けで、医政発第0226001号・保発第0226001号厚生労働省医政局長・保険局長連名通知が発出され、骨髄移植キット「ボーン マロウ コレクション システム」（決定区分Ａ１（包括））が、平成２１年２月２６日より保険適用されたことが示された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

今回は、多くの骨髄移植に使用されていた類似の医療機器の供給が、企業の事業再編に伴う事情から不足し、従来実施できていた骨髄移植の実施に多大な影響が生じることが強く懸念され、患者団体からの安定供給を求める要望等が提出されていたところであります。

これを受け、本製品については、薬事法第１９条の２に基づく製造販売の承認がなされた２月２６日付けで保険適用希望書が提出され、保険適用の適否が迅速に判断された結果、同日より保険適用とされたものであります。

つきましては、貴会会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　毛利康茂
医療保険副担当理事　島田昇二郎
会長　丸山　泉

日医発第1151号（保250）
平成21年3月10日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長
唐澤祥人

「ボーン マロウ コレクション システム」（決定区分Ａ１）の保険適用について

平成21年２月26日付けで，医政発第0226001号・保発第0226001号厚生労働省医政局長・保険局長連名通知が発出され，骨髄移植キット「ボーン マロウ コレクション システム」（決定区分Ａ１（包括））が同日より保険適用されたことが示されましたので，ご連絡申し上げます。

「区分Ａ１（包括）」の定義につきましては，下記のとおりであります。

なお，医療機器の保険適用については，「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」（平成20年２月13日医政発第0213006号及び保発第0213004号）に基づき実施されているところでありますが，決定区分Ａ１（包括）として保険適用することが適当と判断されたものについては，保険適用希望書が受理された日から起算して後，20日を経過した日から保険適用とすることとされております。

しかしながら，今回は多くの骨髄移植に使用されていた類似の医療機器の供給が，企業の事業再編に伴う事情から不足し，従来実施できていた骨髄移植の実施に多大な影響が生じることが強く懸念され，患者団体からの安定供給を求める要望等が提出されていたところであります。

これを受け，本製品については，薬事法第19条の２に基づく製造販売の承認がなされた２月26日付けで保険適用希望書が提出され，保険適用の適否が迅速に判断された結果，同日より保険適用とされたものであります。

記

Ａ１（包括）：　当該医療機器を用いた技術が，診療報酬の算定方法（平成20年３月５日厚生労働省告示第59号）に掲げられている項目のいずれかによって評価され，保険診療で使用できるものであって，Ａ２（特定包括）以外のもの。（Ｃ１（新機能），Ｃ２（新機能・新技術）に相当しないもの）

（添付資料）
「ボーン　マロウ　コレクション　システム」（決定区分Ａ１）の保険適用について
（平21．２．26　医政発第0226001号・保発第0226001号厚生労働省医政局長・保険局長連名通知）

福岡県医師会
受
21.3.13
付

医政発第0226001号
保　発　第0226001号
平成２１年２月２６日

都道府県知事
地方厚生（支）局長　殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省保険局長

「ボーン マロウ コレクション システム」（決定区分Ａ１）の保険適用について

平成２１年２月２６日付けでバクスター株式会社から保険適用希望書が提出された「ボーン マロウ コレクション システム」（決定区分Ａ１（包括））については、本日から希望どおり保険適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対して周知徹底を図られたい。

なお、医療機器の保険適用については、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」（平成20年2月13日医政発第0213006号及び保発第0213004号）に基づき実施しているところであり、決定区分Ａ１（包括）として保険適用することが適当と判断したものについては、保険適用希望書が受理された日から起算して後、20日を経過した日から保険適用とすることとしているところであるが、今回の「ボーン マロウ コレクション システム」については、類似の医療機器の供給が不足し、従来実施できていた骨髄移植の実施に多大なる影響が生じることが強く懸念されることから、保険適用の適否を迅速に判断したものであることを申し添える。